

品川区立学校の学校選択の取扱いに関する要綱

制定 令和3年10月 1日教育長決定 要綱第11号

改正 令和4年 9月26日教育長決定 要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立小学校（以下、「小学校」という。）、品川区立中学校（以下、「中学校」という。）および品川区立義務教育学校（以下、「義務教育学校」という。）における特色ある教育活動の展開と個性的な学校づくりを促進する一環として、児童または生徒の入学する学校を、保護者が選択するために必要な事項を規定することを目的とする。

(希望申請の対象者)

第2条 希望申請の対象者となる児童および生徒は、入学または転入学（以下、「入学等」という。）する前年度に品川区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が期間を定めて実施する学校選択の締切日までに品川区内に居住する者で、小学校および義務教育学校（前期課程）第一学年ならびに中学校および義務教育学校（後期課程）第七学年に新たに入学等する者とする。

(受入れ可能数の設定)

第3条 教育委員会は、小学校、中学校および義務教育学校（以下、「小学校等」という。）において、施設の規模、通学区域の入学等予定者数などを総合的に勘案して、学校ごとの受入れ可能数を決定する。

2 受入れ可能数は、今後見込まれる転入者数を含めた数とする。

(希望申請の提出)

第4条 教育委員会は、入学等予定者に対し、住所ごとに指定した学校（以下、「通学区域の学校」という。）を周知するとともに、学校選択の案内と希望申請票を送付する。

2 通学区域の学校以外の学校に入学等することを希望する者（以下、「入学等希望者」という。）は、教育委員会が定める期限までに希望申請票を教育委員会に提出する。

3 入学等予定者が通学区域の学校に入学を希望する場合は、希望申請票は

提出することを要しない。

- 4 義務教育学校（前期課程）の在籍者から、在籍校以外の学校に入学等を希望する旨の申出があった場合、学校または教育委員会は当該在籍者に希望申請票を交付する。
- 5 前項の希望申請票を入手した者には、第2項の規定を準用する。

（希望申請の範囲）

- 第5条 小学校および義務教育学校（前期課程）のうち希望申請できる学校は、別表1および別表2に定める通学区域の学校ごとに掲げる学校とする。
- 2 中学校および義務教育学校（後期課程）のうち希望申請できる学校は、別表4に定める学校とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が施設規模、入学予定者数など学校の状況を勘案して、特に必要と認める区立学校を学校選択除外校とし、学校選択の対象としないものとする。
 - 4 学校選択除外校となった区立学校を選択した場合、その希望申請は無効とする。

（抽選）

- 第6条 小学校等において、受入れ可能数を超えた希望申請があった場合または教育委員会が必要と判断した場合は、抽選を実施することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、待機の順位を抽選で決定する。
なお、待機の繰り上げは教育委員会が定める期限までとするため、受入れできない場合がある。
 - 一 通学区域の入学等予定者が小学校等の受入れ可能数以上におり、かつ入学等希望者がいる場合
 - 二 入学等希望者のうち一部の受入れとなる場合
 - 3 抽選をする場合は、対象者へ通知により周知し、公開による抽選を行う。
 - 4 通学区域の学校に入学を希望する入学等予定者または義務教育学校（前期課程）に在籍中で引き続き在籍校に進級する者は、学校の受入可能数を超えても受入れを行うものとする。

（小学校および義務教育学校（前期課程）の抽選優先）

- 第7条 抽選により小学校および義務教育学校（前期課程）の受入者を決定するに当たり、受入優先順位を設ける。ただし、学校の受入状況により受

け入れできない場合がある。

- 2 小学校および義務教育学校（前期課程）の入学等希望者の受入優先順位については、別表5のとおりとする。

（中学校および義務教育学校（後期課程）の抽選優先）

第8条 抽選により中学校および義務教育学校（後期課程）の受入者を決定する場合は、前条第1項の規定を準用する。

- 2 中学校および義務教育学校（後期課程）の入学等希望者の受入優先順位については、別表6のとおりとする。

（多子の抽選取扱い）

第9条 同学年の多子に関する抽選の取扱いは、保護者の希望により多子を一組として抽選とする場合と、多子一人ひとりに対し抽選する方法と選択できるものとする。

（就学指定）

第10条 学校選択により、希望校の入学が認められた場合は、希望校に就学指定を行う。

- 2 抽選により、待機の繰り上げを待っている場合は、通学区域の学校に就学指定を行う。ただし、義務教育学校（前期課程）に在籍している者を除く。
- 3 待機者が希望校に入学が認められた場合は、就学指定を差し換える。
- 4 希望申請を提出しなかった入学予定者は、通学区域内の学校に就学指定を行う。

（義務教育学校に係る学校選択後の手続）

第11条 義務教育学校（前期課程）の在籍者が、第4条の規定により在籍校以外の学校に入学等を希望し、希望校に受入れが決まった場合、教育委員会は指定校変更申請書を交付する。

- 2 前項の在籍者が指定校変更申請書を入手した場合、速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、指定校変更申請書を受理した場合、「品川区指定校変更・区域外就学の申立てに関する事務処理要綱（平成26年品川区要綱第10号）」の規定に基づき処理するものとする。
- 4 第1項の在籍者が当該書類を教育委員会に提出しない場合、教育委員会は希望校の受入れは決定しないものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から適用する。

別表 1

小学校および義務教育学校（前期課程）のうち希望申請できる学校

通学区の学校	希 望 申 請 で き る 学 校				
城南小学校	城南第二小学校	浅間台小学校	品川学園	立会小学校	鮫浜小学校
浅間台小学校	品川学園	立会小学校	山中小学校		
三木小学校	芳水小学校	豊葉の杜学園	戸越小学校	山中小学校	
御殿山小学校	台場小学校	芳水小学校	日野学園	品川学園	
城南第二小学校	台場小学校	品川学園	鮫浜小学校	八潮学園	
第一日野小学校	芳水小学校 宮前小学校	第四日野小学校	日野学園	後地小学校	京陽小学校
芳水小学校	御殿山小学校 戸越小学校	三木小学校 宮前小学校	第一日野小学校 山中小学校	日野学園	品川学園
第三日野小学校	第四日野小学校	日野学園	第一日野小学校		
第四日野小学校	第一日野小学校	第三日野小学校	日野学園	後地小学校	小山台小学校
台場小学校	城南第二小学校	御殿山小学校	品川学園		
日野学園	御殿山小学校	芳水小学校	第一日野小学校	第三日野小学校	第四日野小学校
品川学園	城南第二小学校 山中小学校	浅間台小学校	台場小学校	御殿山小学校	芳水小学校
大井第一小学校	山中小学校	立会小学校	浜川小学校	鈴ヶ森小学校	伊藤学園
鮫浜小学校	立会小学校	浜川小学校	八潮学園	城南第二小学校	
山中小学校	大井第一小学校 浅間台小学校	立会小学校 芳水小学校	伊藤学園 三木小学校	品川学園	豊葉の杜学園
立会小学校	大井第一小学校 伊藤学園	鮫浜小学校	山中小学校	浜川小学校	浅間台小学校
浜川小学校	大井第一小学校	鮫浜小学校	立会小学校	鈴ヶ森小学校	八潮学園
伊藤小学校	伊藤学園	豊葉の杜学園	上神明小学校		
鈴ヶ森小学校	大井第一小学校	浜川小学校	伊藤学園		
伊藤学園	大井第一小学校	山中小学校	伊藤小学校	豊葉の杜学園	上神明小学校
八潮学園	鮫浜小学校	浜川小学校	城南第二小学校		
京陽小学校	中延小学校	後地小学校	荏原平塚学園	宮前小学校	第一日野小学校
延山小学校	中延小学校 大原小学校	第二延山小学校 宮前小学校	清水台小学校 荏原平塚学園	旗台小学校	源氏前小学校
中延小学校	京陽小学校	延山小学校	第二延山小学校	荏原平塚学園	宮前小学校
小山小学校	第二延山小学校	後地小学校	荏原平塚学園		
第二延山小学校	延山小学校	中延小学校	小山小学校	清水台小学校	荏原平塚学園
後地小学校	京陽小学校 第四日野小学校	小山小学校	小山台小学校	荏原平塚学園	第一日野小学校
清水台小学校	第二延山小学校	延山小学校	旗台小学校	荏原平塚学園	
小山台小学校	後地小学校	第四日野小学校	荏原平塚学園		

通学区域の学校	希 望 申 請 で き る 学 校				
荏原平塚学園	京陽小学校	中延小学校	小山小学校	第二延山小学校	後地小学校
大原小学校	宮前小学校 延山小学校	源氏前小学校	戸越小学校	上神明小学校	豊葉の杜学園
宮前小学校	大原小学校 第一日野小学校	戸越小学校 芳水小学校	延山小学校 豊葉の杜学園	中延小学校	京陽小学校
源氏前小学校	大原小学校	旗台小学校	上神明小学校	延山小学校	豊葉の杜学園
戸越小学校	大原小学校	宮前小学校	豊葉の杜学園	三木小学校	芳水小学校
旗台小学校	源氏前小学校	清水台小学校	延山小学校	荏原平塚学園	
上神明小学校	大原小学校	源氏前小学校	伊藤学園	豊葉の杜学園	伊藤小学校
豊葉の杜学園	大原小学校 山中小学校	戸越小学校 伊藤小学校	上神明小学校	伊藤学園	三木小学校

別表 2

小学校および義務教育学校（前期課程）のうち希望申請できる学校（旧ブロック選択校）

※令和元年度までに入学した兄妹が、入学する年度の希望校に在籍している者

ブロック	品川・大崎	大井・八潮	荏原西	荏原東
学校名	(下記の学校の 全通学区域) 浅間台小学校 三木小学校 御殿山小学校 城南第二小学校 第一日野小学校 芳水小学校 第三日野小学校 第四日野小学校 台場小学校 日野学園 品川学園	(下記の学校の 全通学区域) 大井第一小学校 鮫浜小学校 山中小学校 立会小学校 浜川小学校 伊藤小学校 鈴ヶ森小学校 伊藤学園 八潮学園	(下記の学校の 全通学区域) 京陽小学校 延山小学校 中延小学校 小山小学校 第二延山小学校 後地小学校 清水台小学校 小山台小学校 荏原平塚学園	(下記の学校の 全通学区域) 大原小学校 宮前小学校 源氏前小学校 戸越小学校 旗台小学校 上神明小学校 豊葉の杜学園
	(ブロック外で選択 できる義務教育学校) 伊藤学園 八潮学園 荏原平塚学園 豊葉の杜学園	(ブロック外で選択 できる義務教育学校) 日野学園 品川学園 荏原平塚学園 豊葉の杜学園	(ブロック外で選択 できる義務教育学校) 日野学園 品川学園 伊藤学園 八潮学園 豊葉の杜学園	(ブロック外で選択 できる義務教育学校) 日野学園 品川学園 伊藤学園 八潮学園 荏原平塚学園

別表 3

小学校および義務教育学校（前期課程）のうち希望申請できない学校

学校選択除外校
城南小学校

別表 4

中学校および義務教育学校（後期課程）のうち希望申請できる学校

品 川 区 内 全 域				
東海中学校	大崎中学校	浜川中学校	鈴ヶ森中学校	富士見台中学校
荏原第五中学校	荏原第一中学校	荏原第六中学校	戸越台中学校	
日野学園	伊藤学園	八潮学園	荏原平塚学園	品川学園
豊葉の杜学園				

別表 5

小学校・義務教育学校（前期課程）入学希望者の受入順位

入学希望校	無抽選受入	第 1 順位	第 2 順位
城南小学校	各小学校・義務教育学校（前期課程）通学区域	兄弟 （※ 2）	隣接する通学区域（※ 3）に居住
浅間台小学校			
三木小学校			
御殿山小学校			
城南第二小学校			
第一日野小学校			
芳水小学校			
第三日野小学校			
第四日野小学校			
台場小学校			
日野学園			
品川学園			
大井第一小学校			
鮫浜小学校			
山中小学校			
立会小学校			
浜川小学校			
伊藤小学校			
鈴ヶ森小学校			
伊藤学園			
八潮学園			
京陽小学校			
延山小学校			
中延小学校			
小山小学校	小山小学校通学区域 小山 3 丁目に居住し、かつ兄弟（※ 1）が在籍		
第二延山小学校	各小学校・義務教育学校（前期課程）通学区域		
後地小学校			
清水台小学校			
小山台小学校			
荏原平塚学園			
大原小学校			
宮前小学校			
源氏前小学校			
戸越小学校			
旗台小学校			

入学希望校	無抽選受入	第1順位	第2順位
上神明小学校	各小学校・義務教育学校（前期課程）通学区域	兄弟 (※2)	隣接する通学区域（※3）に居住
豊葉の杜学園			

- ※1 小山3丁目に居住し小山小学校を希望する者で、入学する年度に希望校に令和元年度までに入学した兄弟が在籍している者は無抽選として扱う。
- ※2 別表1に掲げる「希望申請できる学校」を希望する者で、希望校が学校選択で抽選校となった場合、入学する年度に兄弟が希望校に在籍している者は第1順位として扱う。また、別表2に掲げる「希望申請できる学校」を希望する者で、希望校が学校選択で抽選校となった場合、入学する年度に希望校に令和元年度までに入学した兄弟が在籍している者は第1順位として扱う。
- ※3 「隣接する通学区域」とは、別表1に掲げる「希望申請できる学校」の通学区域をいう。

別表 6

中学校・義務教育学校（後期課程）入学希望者の受入順位

入学希望校	無抽選受入	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
東海中学校	通学区域	兄弟 (※ 2)	連携校（城南・城南第二・浅間台小学校）に在籍し、かつ東海中学校の通学区域外に居住	区内全域
大崎中学校			連携校（三木・芳水小学校）に在籍し、かつ大崎中学校の通学区域外に居住	
浜川中学校			連携校（立会・鮫浜・浜川小学校）に在籍し、かつ浜川中学校の通学区域外に居住	
鈴ヶ森中学校			連携校（鈴ヶ森小学校）に在籍し、かつ鈴ヶ森中学校の通学区域外に居住	
富士見台中学校			連携校（伊藤・上神明小学校）に在籍し、かつ富士見台中学校の通学区域外に居住	
荏原第一中学校			連携校（後地・小山台・第四日野小学校）に在籍し、かつ荏原第一中学校の通学区域外に居住	
荏原第五中学校			連携校（源氏前・旗台・清水台小学校）に在籍し、かつ荏原第五中学校の通学区域外に居住	
荏原第六中学校			連携校（小山・第二延山小学校）に在籍し、かつ荏原第六中学校の通学区域外に居住	
戸越台中学校			連携校（京陽・宮前小学校）に在籍し、かつ戸越台中学校の通学区域外に居住	
日野学園	<ul style="list-style-type: none"> ・日野学園（後期課程）通学区域 ・旧通学区域に居住し、かつ兄弟姉妹が在籍(※ 1) ・日野学園（前期課程）に在籍 	兄弟姉妹 (※ 2)	連携校（第一日野・第三日野小学校）に在籍し、かつ日野学園（後期課程）の通学区域外に居住	
伊藤学園	<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学園（後期課程）通学区域 ・伊藤学園（前期課程）に在籍 		連携校（大井第一・山中小学校）に在籍し、かつ伊藤学園（後期課程）の通学区域外に居住	
八潮学園	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮学園（後期課程）通学区域 ・八潮学園（前期課程）に在籍 		区内全域	

入学希望校	無抽選受入	第1順位	第2順位	第3順位
荏原平塚学園	・荏原平塚学園 (後期課程) 通学区域	兄弟姉妹 (※2)	連携校(中延・延山小学校)に在籍し、かつ 荏原平塚学園(後期課程)の通学区域外に居住	区内全域
	・旧通学区域に居住し、 かつ兄弟姉妹が在籍(※1)			
	・荏原平塚学園 (前期課程)に在籍			
品川学園	・品川学園(後期課程) 通学区域		連携校(御殿山・台場小学校)に在籍し、かつ 品川学園(後期課程)の通学区域外に居住	
	・旧通学区域に居住し、 かつ兄弟姉妹が在籍(※1)			
	・品川学園(前期課程) に在籍			
豊葉の杜学園	・豊葉の杜学園 (後期課程) 通学区域		連携校(戸越・大原小学校)に在籍し、かつ 豊葉の杜学園(後期課程)の通学区域外に居住	
	・旧通学区域に居住し、 かつ兄弟姉妹が在籍(※1)			
	・豊葉の杜学園 (前期課程)に在籍			

- ※1 令和2年度改正前に通学区域であった区域(別紙参照)に居住し、令和2年度改正前に通学区域であった学校を希望する者で、入学する年度に希望校に令和元年度までに入学した兄弟姉妹が在籍している者は無抽選として扱う。
- ※2 希望校が学校選択で抽選校となった場合、入学する年度に兄弟姉妹が希望校に在籍している者を第1順位として扱う。

別紙（参考資料）

中学校・義務教育学校（後期課程）の通学区域の一部改正区域（令和2年度改正）

通学区域の改正区域			改正後	改正前
東品川	2丁目	全域	品川学園	東海中学校
南品川	5丁目	13番～16番	浜川中学校	東海中学校
	6丁目	全域	東海中学校	品川学園
西品川	1丁目	27番	大崎中学校	豊葉の杜学園
	2丁目	9番（1号、15号～17号、19号、21号、22号）	豊葉の杜学園	大崎中学校
広町	2丁目	全域	伊藤学園	豊葉の杜学園
上大崎	4丁目	全域	荏原第一中学校	日野学園
西五反田	1丁目	11番～23番	大崎中学校	日野学園
	3丁目	6番、10番～16番	荏原第一中学校	日野学園
	4丁目	全域	荏原第一中学校	日野学園
	5丁目	1番、7番～14番、23番～29番	荏原第一中学校	日野学園
	8丁目	4番～12番	大崎中学校	日野学園
南大井	1丁目	1番～17番	浜川中学校	鈴ヶ森中学校
	4丁目	6番～13番	浜川中学校	鈴ヶ森中学校
	5丁目	10番～15番	浜川中学校	鈴ヶ森中学校
勝島	1丁目	全域	浜川中学校	鈴ヶ森中学校
	2丁目	全域	浜川中学校	鈴ヶ森中学校
	3丁目	全域	浜川中学校	鈴ヶ森中学校
荏原	1丁目	1番（2号、3号）、2番（1号～4号、16号、17号）、5番（1号～7号、20号）、6番（1号～4号、15号）、9番（1号～4号、13号、14号）、10番（1号～6号、14号）、13番（1号～4号）、14番（1号～7号、13号～15号）	日野学園	荏原第一中学校
		15番～18番、20番～23番	戸越台中学校	荏原平塚学園
荏原	2丁目	1番～3番	戸越台中学校	荏原平塚学園
		4番～8番、10番～17番	荏原平塚学園	荏原第一中学校
		9番、18番	戸越台中学校	荏原平塚学園
	3丁目	全域	荏原平塚学園	荏原第一中学校
	6丁目	全域	荏原第六中学校	荏原平塚学園
	7丁目	全域	荏原第六中学校	荏原平塚学園
平塚	2丁目	全域	戸越台中学校	荏原平塚学園
	3丁目	全域	戸越台中学校	荏原平塚学園
旗の台	1丁目	1番、2番、6番～9番	荏原第六中学校	荏原平塚学園
	2丁目	2番、3番	荏原平塚学園	荏原第五中学校
	6丁目	1番～7番、13番～19番	荏原第六中学校	荏原第五中学校
中延	3丁目	8番、9番、12番、13番	荏原第五中学校	荏原平塚学園
	4丁目	2番～14番、18番～21番	荏原第五中学校	荏原平塚学園

通学区域の改正区域			改正後	改正前
西中延	3丁目	全域	荏原平塚学園	荏原第五中学校
東中延	2丁目	7番～10番	荏原第五中学校	荏原平塚学園
戸越	1丁目	19番～25番、26番（5号～24号）、27番（13号～30号）、28番、29番（11号～28号）、30番	豊葉の杜学園	大崎中学校
		6番（1号～22号、31号、32号～39号）、7番～9番	豊葉の杜学園	戸越台中学校
	4丁目	3番（6号～18号）、4番（5号～14号）、10番、11番	豊葉の杜学園	戸越台中学校
	5丁目	8番、9番（1号～6号）	豊葉の杜学園	戸越台中学校
		9番（15号～18号）	豊葉の杜学園	戸越台中学校
豊町	1丁目	1番～10番、13番	豊葉の杜学園	大崎中学校
	6丁目	25番～31番	富士見台中学校	豊葉の杜学園
二葉	3丁目	1番～16番	富士見台中学校	豊葉の杜学園
		21番	豊葉の杜学園	富士見台中学校